

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

農業協同組合

1. (自動継続)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率についての別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に提出してください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の貯金類を受入れたときは、その証券類が決算された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは貯金になります。不渡りになった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当組合受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証券扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第3項の利率。以下、これらを「約定期率」といいます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて預入する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (2) 遅延を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日までは書替継続日の前日までの日数および解約日までは書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定期率を金額階層別に設定している場合で、一部支払いの後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更前の約定期率を適用します。

① 預入日の3年後の応当日の満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月末満 解約日ににおける普通貯金の利率
B 6か月以上1年末満 約定期率×40%

C 1年以上1年6か月末満 約定期率×50%

D 1年6か月以上2年末満 約定期率×60%

E 2年以上3年末満 約定期率×70%

② 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月末満 解約日ににおける普通貯金の利率
B 6か月以上1年末満 約定期率×10%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

C 1年以上2年末満 約定期率×20%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

D 2年以上3年末満 約定期率×30%

E 3年以上4年末満 約定期率×40%

③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月末満 解約日ににおける普通貯金の利率
B 6か月以上2年末満 約定期率×10%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

C 2年以上3年末満 約定期率×20%

D 3年以上4年末満 約定期率×30%

E 4年以上5年末満 約定期率×40%

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約・書替継続)

- (1) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正確な情報を持つことを確認するため当組合所定の人権擁護の提示等の手続を求めることがあります。この場合には、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができます。第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの間にても該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をわざりするものとします。また、次の各号ごとにても該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができます。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明、確約にに関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 犯罪団

B 犯罪団員

C 犯罪団構成員

D 犯罪団関係企業

E 結会屋等、社会運動等標榜ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な要求を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流す、偽証を用いたりは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書や印影を失ったとき、または、印影、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (2) 前項の印影、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3) 通帳、証書または印影を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に進行します。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保護・後見へ届出が開始されたときには、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出ください。
- (3) すでに補助・保護・後見へ届出が開始された審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出ください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出ください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印影書き)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸語その他の書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗賊通帳・証書による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、「本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付する約定期利息ならびに手料に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、搜查機関に被害届を提出していること他の他の盗取されたことが推測される事實を確認できるものをしていていること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができない場合は、その日を除く）の前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付する約定期利息ならびに手料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失を失く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

過失を失く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合の通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかるわざ、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合は、当組合は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと

B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において偽りの説明を行ったこと

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に兼じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(6) 当組合が第2項の規定にもとづいて払戻しを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金に対する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡・買入れの禁止)

(1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または買入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて貯金者との間で譲渡を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあって当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における貯金者との相殺)

(1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する債務金等の債務と相殺する場合に限り当該債務にについて期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者との当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために賃保険等の担保権が設定されている場合に限り同様とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の債務金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書に当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務は当組合に対する債務で貯金者が第三者的当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者との当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために賃保険等の担保権が設定されている場合に限り同様とします。

② 前号の充当の順位のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この貯金の利息の計算について、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定期率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、割引率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済するごとに発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合には、おもてか相殺することができるものとします。

12. (休眠預金等活用法に係る異常事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異常事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払によるものとします。）

② 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項もとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。））

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

④ 公告の対象となる貯金であるかの該当性

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の前の休眠預金等活用法によるものとします。また、借入金等を期限前弁済するごとに発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

⑤ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑥ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る最終異常日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異常日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をい

うものとします。

① 第12条に掲げる異常事由が最後にあった日

② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次第に定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちのいずれかが遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当する日とされた日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由は、次の各号に掲げ

る事由のみで、貯金者等が当店に届出された日とは、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続払いの貯金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日以後に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた期間の満期日

A 第12条に掲げる異常事由

B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちのいずれかが遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは指図または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

④ 当該支払停止が解除された日または入出金が行われないことが確定した日

⑤ この貯金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと

当該手続が終了した日

⑥ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定を把握することができるものに限ります。）

⑦ 法令入出金が予定された日または入出金が行われないことが確定した日

⑧ 法令、法令にもとづく命令もしくは指図により、この貯金について支払が停止されたこと

⑨ 法令、法令にもとづく命令もしくは指図により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日または入出金が行われないことが確定した日

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この貯金について長期間取扱がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。

(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および払込の請求を行うことについて、あらかじめ当組合に委託します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

② 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請負ることを約します。

① ①当該組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構に支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に對して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

⑤ 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことについて、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15. (規定の変更等)

(1) この規定の各項条項は、金融情勢その他の状況の変化その他に對して有するものと認められる場合に

は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更是、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

（平成29年12月29日現在）